

警察官(少年警察補導員を含む)又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に質問し、又は資料の提出を求めることができます。

- ◆ 興行場
- ◆ 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所
- ◆ 図書類・がん具類・利用カード等の自動販売機等の設置場所
- ◆ 広告物の広告主又は管理者の営業所
- ◆ 酒類・たばこの販売業を行う営業所又は酒類・たばこの自動販売機の設置場所
- ◆ カラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場・ダーツ場、インターネットカフェ、マンガ喫茶
- ◆ 質屋・古物商の営業所、飲食店、喫茶店
- ◆ 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所
- ◆ 入れ墨等を施す営業を行う営業所
- ◆ 旅館業・アパート・貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設

立入調査等を拒んだり、虚偽の答弁をするなどした場合は、10万円以下の罰金に処せられます。

青少年に対して行われる行為の規定に違反した者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることは、できません。(第60条)

毎月第1土曜日は「少年の日」



毎月第1日曜日は「家庭の日」

平成18年度「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール入賞作品
「日曜日の大そうじ」 藤岡市立藤岡第二小学校2年 前田真奈さん

◆お問い合わせ

群馬県生活文化部少子化対策・青少年課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 ☎027-223-1111(内線2394)・027-226-2393(直通)

※詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、県ホームページ
右上の「検索」に「健全育成条例」と入力して、検索を実行して下さい。

詳しい情報はホームページから！

健全育成条例